

【フラット35】地域連携型

地方公共団体による
補助金交付等とセットで【フラット35】の金利を引下げ

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する
地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】
の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



当初5年間の借入金利

子育て支援

空き家対策

年0.5%引下げ

地域活性化

年0.25%引下げ

＋ その他の金利引下げメニューと併用可能！

金利引下げメニューの組合せ例

新築戸建住宅

こども2人

ZEH

または

長期優良住宅

対象の補助金
を利用

中古住宅+リノベ

こども2人

壁紙交換等の
対象工事を実施給排水設備等が
劣化していない対象の補助金
を利用

当初5年間 年**1.0%**引下げ
6～10年目 年**0.5%**引下げ

(例) 借入金利が1.84%である場合の引下げ後の金利

当初5年間	6年目～10年目	11年目以降
年 0.84%	年1.34%	年1.84%

金利引下げ幅はポイント **P** 数で決定します
(1ポイント **P** = 5年間 年0.25%引下げ)

当初5年間	6～10年目
1P	5P
2P	6P
3P	
4P	

【フラット35】の借入金利から当初5年間 年1.00%引下げ 【フラット35】の借入金利から6～10年目 年0.50%引下げ

<新築>

■【フラット35】子育てプラス

■【フラット35】S (ZEH)

または

■【フラット35】S (Aプラン)+維持保全型

■【フラット35】地域連携型 (地域活性化)

=合計6ポイント

<中古+リノベ>

■【フラット35】子育てプラス

■【フラット35】リノベ (金利Bプラン)

■【フラット35】中古プラス

■【フラット35】地域連携型 (地域活性化)

=合計6ポイント

※金利引下げメニューの併用について、詳細はフラット35サイト (www.flat35.com) をご覧ください。 ※土砂災害特別警戒区域(通称：レッドゾーン)等で新築住宅を建設または購入する場合、【フラット35】子育てプラス、【フラット35】S、【フラット35】維持保全型はご利用いただけません。

【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご家族の方が実際ににお住まいになっていることを定期的に確認しています。

【フラット35】地域連携型が利用できる地方公共団体一覧（山口県内）

凡例 新築・中古：◎、新築：○、中古：●

地方公共団体	地方公共団体の補助事業等名	子育て支援	空き家対策	地域活性化	お問い合わせ先
山口県	やまぐち木の家づくり推進事業補助金			○	ぶちうまやまぐち推進課 083-933-3395
	山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金			○	環境政策課 083-933-2690
	NEW! やまぐち若者定住応援事業補助金			◎	中山間・地域振興課 083-933-2549
下関市	下関市移住者向け住宅購入支援事業	◎		◎	住宅政策課 083-231-1941
	下関市まちなか引越しサポート補助金			◎	都市計画課 083-231-1932
宇部市	宇部市U I J ターン奨励助成金	◎		◎	うべ移住・定住 サポートセンター 0836-34-8480
光市	光市市有地活用型定住支援事業			○	観光・シティプロモーション 推進課 0833-72-1532
柳井市	柳井市子育て世代定住促進補助金	○			地域づくり推進課 0820-22-2111
	柳井市空き家改修費補助金		●		
美祢市	みね暮らし定住応援事業補助金	◎		◎	地域振興課 0837-52-1128
	美祢市結婚新生活支援事業補助金	◎			
周南市	周南市空き家リフォーム事業補助金		●		住宅課 0834-22-8334
	周南市中山間地域等移住者受入体制整備事業補助金 （空き家改修支援事業）		●		移住交流推進課 0834-22-8341
山陽小野田市	山陽小野田市厚狭駅南部地区定住奨励金			◎	都市計画課 0836-82-1168
田布施町	田布施町子育て住まいる支援事業	◎			企画財政課 0820-52-5803
平生町	平生町若者定住促進住宅事業補助金	◎		◎	地域振興課 0820-56-7120
	平生町空き家リフォーム事業助成金		●		

※補助金交付を受けるための条件および最新の交付状況等については、各地方公共団体にご確認ください。

【フラット35】地域連携型をご利用いただくための要件

地方公共団体から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。交付を受けるための条件については、各地方公共団体にお問い合わせください。

※【フラット35】地域連携型、【フラット35】子育てプラス、【フラット35】S、【フラット35】中古プラス、【フラット35】リノベ、【フラット35】維持保全型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、【フラット35】地域連携型は地方公共団体の補助事業が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。
※【フラット35】のご利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。お客さまコールセンターまでお問い合わせください。

Q 【フラット35】 サイト

【フラット35】地域連携型を
利用できる地方公共団体や利用要件などを
確認できます！

フラット35 地域連携型 検索



住まいのしあわせを、ともにつくる。

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター

ハロー フラット35

0120-0860-35

通話無料

お気軽にお電話ください。土日も営業しています(祝日、年末年始を除く)。営業時間 9:00～17:00
利用できない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。☎ 048-615-0420(通話料金が掛かります。)

(2025年8月1日現在)

”やまぐちにずっと住みたい！”
を応援

やまぐち若者 定住応援事業

住宅ローンの返済利息を支援

最大12万円／年
を補助



山口県では、県内で住宅ローンを利用して新たに住宅を取得（建築、購入）した29歳以下の方を対象に、返済利息額の1／2を補助します。

対象

令和7年4月1日以降に居住を開始し、満29歳以下※の方が対象です。
(夫婦の場合は、いずれかが満29歳以下の世帯※が対象となります。)

※年度末に満30歳に達する方は除きます。

期間
申請

居住後3か月以内に申請してください。

※R7.4月～6月に居住を開始した方は、9月30日までに申請してください。

山口県総合企画部中山間・地域振興課

詳細はこちら

☎ 083-933-2549

やまぐち若者定住応援



受付時間/8:30～17:15 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/30/294409.html>

●補助の主な要件

- 自ら居住する目的で住宅ローンにより住宅を取得し、令和7年4月1日以降に当該住宅に居住した方
- 満29歳以下の方又は申請者と同居する配偶者等が満29歳以下の方（※年度末に満30歳に達する方は除く）
- 居住した日から5年以上当該住宅に居住する意思を持ち、生活の本拠を置く方
- 県税及び市町税について滞納がないこと
- 暴力団対策法（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でないこと 等



●補助額等

補 助 額	算定する期間	補助上限額
返済利息額の 1 / 2	毎年1月～12月 ※R7年度は4～12月	12万円／年(返済月数×1万円) ※R7年度は最大9万円

【例】R7.4～12月の実返済額 計216,000円の1/2＝10万8千円 > (R7年度上限額) 9万円
→上限額の9万円を補助

●補助対象期間

◎申請者又は配偶者等が**居住を開始した月から、満29歳に達する年度の3月までの間**が対象です。

●申請方法

いずれかの方法により申請してください。

◎「やまぐち電子申請システム」によるオンライン申請

◎居住する住所の市町の受付窓口へ申請書類を提出（郵送可）

◆オンラインによる申請

「やまぐち電子申請システム」

事業案内、
申請手続き
はこちら▶



◆書面による申請の受付窓口

市 町 名	担 当 課	郵便番号	所 在 地	電話番号
下関市	共創イノベーション課	750-8521	下関市南部町1-1	083-231-5838
宇部市	移住定住推進課	755-8601	宇部市常盤町1丁目7-1	0836-34-8480
山口市	農山村づくり推進課	753-8650	山口市亀山町2番1号	083-934-4646
萩市	企画政策課	758-8555	萩市大字江向510番地	0838-25-3102
防府市	政策推進課	747-8501	防府市寿町7-1	0835-25-2256
下松市	地域政策課	744-8585	下松市大手町3丁目3番3号	0833-45-1802
岩国市	政策企画課	740-8585	岩国市今津町1丁目14-51	0827-29-5013
光市	観光・シティプロモーション推進課	743-8501	光市中央6丁目1番1号	0833-72-1532
長門市	企画政策課	759-4192	長門市東深川1339番地2	0837-23-1229
柳井市	地域づくり推進課	742-8714	柳井市南町1丁目10番2号	0820-22-2111
美祢市	地域振興課	759-2292	美祢市大嶺町東分326-1	0837-52-1128
周南市	移住交流推進課	745-8655	周南市岐山通1-1	0834-22-8341
山陽小野田市	シティセールス課	756-8601	山陽小野田市日の出1丁目1番1号	0836-82-1241
周防大島町	空家定住対策課	742-2192	大島郡周防大島町大字小松126番地2	0820-74-1033
和木町	都市建設課	740-8501	玖珂郡和木町和木1丁目1番1号	0827-52-2197
上関町	企画財政課	742-1402	熊毛郡上関町長島448	0820-62-0316
田布施町	企画財政課	742-1592	熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1	0820-52-5803
平生町	地域振興課	742-1195	熊毛郡平生町大字平生町210-1	0820-56-7120
阿武町	まちづくり推進課	759-3622	阿武郡阿武町大字奈古2636番地	0838-82-3111